

金属類売却複数単価契約（令和４年１２月～令和５年３月分）

仕 様 書

1. 適用

本仕様書は、山武郡市環境衛生組合（以下「組合」という。）が売却するアルミ缶、スチール缶等複数（以下「金属類」という。）の物品の売却契約に適用する。

2. 目的

本契約は、組合から発生した金属類を売却し、買い受けた者が適正に再資源化することを目的とする。

3. 件名

金属類売却複数単価契約（令和４年１２月～令和５年３月分）

4. 契約期間

令和４年１２月１日から令和５年３月３１日まで

5. 契約方法

金属類の種類ごとに消費税及び地方消費税額を含めた単価を定め一括契約（複数単価契約）とする。

6. 引取場所

山武郡市環境衛生組合 千葉県山武市松尾町金尾１１４９番地１

7. 売却日時

組合の指定日時とする。ただし、組合の承諾を受けたときはこの限りではない。

8. 売却品目及び売却予定量

別紙「売却予定量」（令和４年１２月１日から令和５年３月３１日までに搬出する予定量とする）ただし、売却数量を保証するものではない。

9. 売却品の状態

磁力選別並びに手選別により別紙「売却予定量」のとおり選別を行っている。ただし、異物が混入している場合もある。

10. 売却物の引取り条件

- ①異物が混入している場合であっても、そのまま引き取ること。
- ②再資源化処理に必要な選別並びに不適合物の処分は負担すること。
- ③組合が売却するまでの間、鉄屑バラ及びナゲット線を組合に保管する容器を用意すること。
- ④前項の容器は組合が指定する日時までに指定する場所へ運ぶこと。
- ⑤引取りに必要な労役、費用、その他の負担を負うこと。

11. 売却代金

- ①算出方法は、その月に売却した品目ごとの数量に契約単価を乗じて算出することとする。ただし、小数点以下の端数が生じたときは切り捨てるものとする。
- ②組合が発行する請求書の期日までに支払うこととする。

12. その他

- ①金属類を運搬中は、落下又は飛散しないように十分な対策を行うこと。
- ②金属類の異物の除去、再分別等を組合敷地内で行わないこと。
- ③組合施設、設備又は車両等を破損した場合は速やかに組合へ報告するとともに、原状に復すこと。
- ④組合敷地内及び周辺道路、運行経路では細心の注意を払い事故防止に努めること。
なお、事故が発生した場合は速やかに組合へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）のほか関係法令を遵守すること。
- ⑥本契約の相手方は、山武郡市環境衛生組合複数単価契約事務取扱基準に基づき決することとする。

売却予定量

(期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日)

種 類	売却予定量 (kg)
アルミ缶プレス	29,750
スチール缶プレス	17,650
アルミ屑プレス	4,410
粗大アルミ屑プレス	3,040
鉄屑プレス	53,220
アルミ屑バラ	930
鉄屑バラ	29,750
ナゲット線	4,920
廃自転車・一輪車・バイク(50cc)	5,460

※「売却予定量」は過去の実績からの予測量であるため、売却量を保証するものではない。

※ 収集及び搬入の状況により各月の売却量は増減する。